



第 183 号
2014 年
11 月 21 日

発行所 岡山大学職員組合
〒700-8530 岡山市北区津島中 2-1-1
電 話 086-252-1111 (代)
7168 (内線)
直通 TEL&FAX 086-252-4148

ホームページ <http://hb4.seikyou.ne.jp/home/ODUnion/>

メールアドレス ODUnion@mb4.seikyou.ne.jp

目次：1~2, 団体交渉報告 3, 人事院勧告の詳細と岡山大学の対応 4, クリスマスパーティお知らせ、加入案内

11 月 18 日 団体交渉報告 年俸制の詳細がより明らかに

11 月 18 日, 今年度二度目の団体交渉を行いました。内容は, 主に年俸制, 人勧対応, 看護職員の手当改善要求, 看護養育休暇の拡大の 4 点です。要求書の本文については組合だより 182 号に掲載しましたのでそちらをご覧ください。



【年俸制】

年俸制について, これまで明確でなかった以下の点があきらかになりました。

1. 現在在職中の人が月給制から年俸制に移行する場合, 現在の年収の直近上位のグレードに位置づけられる。

より正確に言うと, 実際の年俸制での年俸額は, 現在の月収制での年収+退職金の分割払い分+税金増などに対する補填分なので, 金額的には現在の年収より高くなりますが, その差分は月給制では退職時にもらえたものを前払いされているだけで, 実質的なプラスではありません。実質的なプラスは計算した年俸額をグレードに合わせるために切り上げる部分だけです。グレードが 12 万刻みになっていますので, この切り上げ分は年間たかだか 12 万未満ということになります。

事業場別・部局別職員代表委員会などで違う解釈が可能な説明がされたとの情報もありましたが,

今回の団体交渉で月給制の人が同じ職階のまま年俸制に移行する場合は「直近上位のグレード」であることが再確認されました。



2. もし将来人事院勧告等で退職金切り下げが行われた場合, 年俸制の人もその影響を受ける。

年俸制に移行した場合, 月給制では退職時に受けとるはずの退職金を分割して各年の年俸の一部として受けとるというのが今回の年俸制です。今回の制度設計では, その退職金が今後減額(あるいは増額)される可能性を考えずに設計しているそうです。ですので, もし退職金減額という事態があれば一度決まったグレードを見直すことになるという回答でした。

3. 年俸制は人事院勧告と無縁ではない。

年俸制は, 人事院勧告とは独立な岡大の給与制度になるのではないかと期待されましたが, そうはならないとの回答でした。各年の人事院勧告にすぐ連動するということはないと明言されましたが, 5 年あるいは 10 年の期間で人事院勧告の影響を勘案して月給制の場合の給与との乖離が大きくならないようにグレード表を見直すという回答でした。

4. 新規採用者のグレード決定は、基本的にこれまでの月給制の場合の新規採用者の給与決定と同じルールで行われる。

年俸制は優秀な人を採用しやすくするためのものだと説明を受けていますが、新規採用者がどのグレードに位置づけられるかは、従来の月給制の場合の新規採用者の給与決定と同じルールであると回答されました。業績で評価するといいいながら、採用時の格付けは、上記の通りであり、理事達のいう原則と、実際に行うことには大きな矛盾があるように思われます。他方で、30歳の採用でも、50歳の教授と同じ業績の場合には、同一の年俸にするとの発言もあり、それに対して、教育や学内行政など、経験が反映する部分は業績ではないのかと問いましたが、納得のいく説明はありませんでした。結局、例外は「世界的研究者の場合」だけのようです。評議会で「良い人が採用できないようであれば年俸を100万上乗せすれば良い」という発言があったとの情報もありましたが、今回の団体交渉で「採用時の年俸に上乗せができるのは世界的研究者の場合だけ」と阿部理事が明言しました。



今後岡山大学は新規採用者を全員年俸制にするとっており、年俸制になったら昇任以外でグレードがあがることは基本的にはありません。今回の団体交渉でも新規採用者全員に年俸制を適用することの問題点を指摘しましたが、大学側には理解されず、結局我々が、前号の組合新聞で危惧した懸念は払拭されませんでした。

現在の在職者については、本人の同意がない限り年俸制には移行しません。団体交渉で示されたモデルでは、34歳助教採用、36歳講師昇任、43歳准教授昇任、50歳教授昇任で定年まで岡山大学に勤めた場合、現在の月給制より生涯賃金が1135万円増となります。しかし、これより遅いタイミングで昇任した場合には生涯賃金はこの場合より確実に少なくなり、月給制の場合より不利になることもあるという説明でした。また、例えば30歳代で准教授として採用され40歳代で教授に昇任するという文系では比較的よくあるケースは想定していなかったようで、今回の団体交渉ではそのような場合に関する明確なモデルは示されませんでした。この問題については、そのような例に

ついでに賃金モデルを示すよう要請し、これは文書で回答するとの約束を得ています。

組合は年俸制そのものに反対しているわけではありませんが、今回の岡山大学の年俸制にはさまざまな矛盾点や問題点があり、そのまま賛成できるものではありません。ただ、個人個人を見れば、年俸制に移行することで給与条件が改善される場合もあります。年俸制への移行を検討している方は、必ずご自分の生涯賃金に関するシミュレーションを人事課に示してもらい、よく説明を聞いてください。そして、是非組合でセカンドオピニオンを聞いてください。一度年俸制に移行したら月給制には戻れないという制度ですので、後で後悔することのないよう、慎重に判断されることをお勧めします。セカンドオピニオンが欲しい組合員の方は、組合事務室までご連絡ください。

年俸制への移行を検討している皆さん、

組合への加入もご検討くださいませんか？

【人事院勧告対応】

2014年の人事院勧告に対して、大学側は「人事院勧告に準拠するとの学長裁定があるのでそれに従う」とのみ返答しました。しかし、組合としては2015年4月に予定されている給与切り下げに関しては改めて交渉すると伝えています。今年の人事院勧告の詳細については別記事(3頁)をご参照ください。

【看護職員の手当に関する要求】

病院看護職員に対して 1)夜間看護手当の増額 2)分娩介助手当の新設を要求しました。大学側からはただちにこれらの手当の増額や新設を行うことは難しいが、病院側とも相談して検討して行きたいとの返答を得ました。組合側は是非現場を見て検討して欲しいと要望しました。

【看護養育休暇の拡大】

子どもの学校行事への参加にも使える看護養育休暇を現状の小学3年生までから中学3年生まで拡大するよう求めました。しかし、大学側は岡大の附属学校と人事交流をしている岡山県の状況や他大学の状況を見ても小学3年生までであることを理由に応じませんでした。

2014年人事院勧告の詳細と岡山大学の対応

人事院は、ご存知のように労働基本権が制約される国家公務員の代わりに国家公務員の給与に関する勧告を毎年出します。これを人事院勧告と呼んでいます。国立大学の教職員はすでに国家公務員ではないので人事院勧告の影響を直接受ける立場には本来ないのですが、岡山大学の教職員の給与は学長裁定により人事院勧告に準拠することになっています。

【2014年人事院勧告内容】

2014年の人事院勧告はI.本年度の官民格差に基づく給与改定とII.給与制度の総合見直しの2点からなっています。

- I. 本年度の官民格差に基づく給与改定(主なもの)
民間との格差是正を目的とした改定です。
- 1) 俸給表の平均+0.3%増(若年層 2000 円, 50 歳代後半引き上げなし)
 - 2) 通勤手当増額(自動車等の交通用具使用者について+100 円~7,100 円(距離による))
 - 3) 初任給調整手当:医療職俸給(一)の改定
 - 4) 賞与:年間+0.15 月
- 2014 年 4 月に遡って適用。

- II. 給与制度の総合見直し(主なもの)
国家公務員による地域差(民間賃金の低い地域は低く、高いところは高く)を考慮した見直しです。
- 1) 俸給表平均 2.0%減(50 歳代後半では最大 4%減)
ただし、2018 年 3 月までは現給保障あり。
 - 2) 地域手当の見直し(岡山の地域手当はこれまで同様 3%のまま)
 - 3) 広域移動手当、単身赴任手当の引き上げ
 - 4) 昇給抑制:2015 年 1 月 1 日の昇給を 1 号抑制
 - 5) 55 歳を越える特定職員に対する減額支給

措置(1.5%減)を 2018 年 3 月をもって廃止

【岡山大学の対応】

岡山大学では、すでに I と II-4) に対応することが決まっています。つまり、この 12 月のボーナスは昨年より+0.15 月となります。また、俸給も 4 月に遡って平均 0.3%増加します。しかし、1 月の昇給は 1 号抑制され、昇給幅が小さくなります。この昇給一号抑制は国家公務員に関しては II の見直しのための財源を確保するための措置だと説明されています。



一方、人事院勧告に従えば、来年 4 月には平均 2.0%(最大 4%)の給与減額があります。2018 年 3 月までは現給保障(俸給表は下がっても現在の給与額を支給する措置)がありますが、その後は実質的に平均 2.0%下がります。

今回の、特に II. 給与制度の総合見直しは、国家公務員の地域間での配分を変えるだけで、基本的には人件費総額の削減を伴いません。しかし、岡山大学では、地域手当の見直しがなく給与だけが下がるので人件費の削減につながります。また岡山大学では国家公務員に比べれば広域移動手当の必要性が少ないはずなので、昇給を一号抑制する根拠も薄いことになります。つまり、II. の給与制度の総合見直しは、岡山大学の観点から言えば特に必要のない見直しのはずですが、大学側は「人勧準拠」の姿勢を崩そうとしていません。昇給抑制と平均 2%の給与削減の実施は大学職員に大きな影響を与えと考えられます。組合としては今後団体交渉を行う予定です。

あなたも組合の仲間になりませんか？



私たちは、あなたの参加を期待しています。

教員の方も、事務職員の方も、技術職員の方も、パートの方も本組合に入ることができます。どうぞ、お近くの組合役員もしくは、組合事務所までご連絡ください。

Tel/Fax : 086-252-4148 (内線 7168) メールアドレス ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp

“岡大と組合のよりよい未来に一步でも近づくための”

クリスマス・パーティーのご案内



おいしいものを食べながら出会いを楽しみ
日頃話せないことなどを語り合っ
て楽しく過ごしましょう。
お誘いあわせの上、是非ご参加くださいませ。



新加入の方は
無料です

日 時：12月11日(木) 19:00より

会 場：胡白(こはく)

岡山市北区本町6-30

岡山駅より徒歩2分

OPA裏パーキングの隣

TEL：086-201-0710

内 容：ミニ学習会、合唱、プレゼントなど

参加費：組合員および家族：1500円

未 加 入 者：3000円

(有期雇用職員の方及び組合員の紹介がある場合は2000円)

*お申込みは：各組合役員または組合事務室に

(お電話、FAX、メール、学内便で)12月4日までお願いします

主催 岡山大学職員組合

Tel/Fax：086-252-4148(内線7168)

メールアドレス ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp



あなたも組合の仲間になりませんか？



私たちは、あなたの参加を期待しています。

教員の方も、事務職員の方も、技術職員の方も、パートの方も本組合に入ることができます
どうぞ、お近くの組合役員もしくは、組合事務所までご連絡ください。

Tel/Fax：086-252-4148(内線7168) メールアドレス ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp

学内便 岡山大学職員組合行

組合加入申込書

岡山大学職員組合に加入します。

氏名 _____

所属 _____